

一問一答 憲法・行政法 改訂四版

■p. 157 地方自治と住民（7）解説

（7）解説を、以下のとおり訂正いたします。

誤：○

正：×

■p. 166 地方公共団体の事務（1）問題・解説

（1）問題の「都道府県公安委員会の事務は、犯罪被害者等に対する給付金の支給に関する事務以外は、全て自治事務である」を、以下のとおり訂正いたします。

「都道府県公安委員会の事務のうち、犯罪被害者等に対する給付金の支給に関する事務は、法定受託事務とされている。」

（1）解説の「都道府県公安委員会の事務は、自治事務とされ、法定受託事務は犯罪被害者等に対する給付金の支給に関する事務のみである」を、以下のとおり訂正いたします。

「都道府県公安委員会の事務の大半は自治事務とされ、法定受託事務は、犯罪被害者等に対する給付金その他の支給に関する事務など、ごく一部に限られる。」

■p. 223 不服申立ての範囲（3）解説

（3）解説を、以下のとおり訂正いたします。

誤：「免許時や許可時に遡って」

正：「義務違反等を理由に将来にわたり」